

セグロウリミバエのまん延防止対策への協力依頼

6月11日に実施した定期果実調査の結果、20地点のうち6地点、新たに恩納区、宇加地区でのセグロウリミバエ寄生が確認されました。令和6年3月の沖縄本島内の寄生初確認から2年半が経過しており、沖縄県内全域のトラップ誘殺が確認されている状況においては対策がとられていない場合、セグロウリミバエの寄生(卵を産み付けられる)リスクが高まっています。卵から1～2日程度で幼虫になり果実内を食い荒らした場所から腐敗し商品価値が著しく低下します。



セグロウリミバエ
体長8～9mm

不要果実(販売できない、食用に適さないもの)や栽培終了後の残った果実を畑や庭先で放置せずに密閉処分(可燃ごみ)、埋却処分(20cm以上土をかぶせる)をお願いします。

沖縄県では不妊虫(交尾しても卵ができないような処理をほどこしたオス)を航空放飼して根絶に向けた取り組みをしていますが、県内流通に規制はないからといって、対策しない方が多いと野生虫の発生が多くなり不妊虫の効果が出るまでに長期間要します。栽培している一人ひとりの対策が必要です。

防除への協力依頼

□不要果実・収穫後の適正処分

放置せずに袋などに入れ、密閉処分(可燃ごみ)または20cm以上の土をかぶせて処分。

□防除

果実への袋がけ・果実との間に空間を設けたネットがけ、ハウス栽培、農薬散布のいずれか。(ネット目合い2mm以下)

□寄生対象作物の栽培自粛

《野菜》ゴーヤー、ヘチマ、トウガン、モウイ、キュウリ、ズッキーニ、カボチャ、さやいんげん、トマト、スイカ

《果樹類》パッションフルーツ、ドラゴンフルーツ、パパイヤ、グアバ、すもも

詳しくは、沖縄県ホームページをご確認ください。

検索ワード「沖縄県 セグロウリミバエのまん延防止対策」



詳しくはこちら

第2回定期果実調査日程:9月1日(火)

家庭菜園および農地でミバエ類が寄生する作物を調査します。

※セグロウリミバエの寄生が確認された場合、果実の除去をお願いします。

お問い合わせ:農林水産課 ☎966-1202